相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東置賜郡川西町大字小松一七七二番地三、最後の住所山形県東置賜郡川西町大字小松一七七二番地の三

被相続人　亡　鈴木　重雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

山形県米沢市金池五丁目一三番三号ＫＲビル金池四〇一　弁護士法人ブレインハート法律事務所米沢オフィス

相続財産管理人　弁護士　遠藤　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市大字中橋字石ナ田三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松浦　與助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

山形県鶴岡市宝町二番一五号

相続財産管理人　弁護士　東海林寛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県新庄市金沢二三二四番内一号地、最後の住所山形県新庄市大字松本二六四番地の一〇レジデンスＦｅ三―Ａ

被相続人　亡　沼澤　鐵夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

山形県新庄市多門町二番七号ネバーランドビル二階

相続財産管理人　弁護士　神永　夕貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区西宮の沢四条一丁目一五六番地、最後の住所千葉市若葉区桜木六丁目一七番二二号　やすらぎの会

被相続人　亡　青木　一昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山四丁目八四番地、最後の住所東京都品川区西大井二丁目四番四号特別養護老人ホームロイヤルサニー

被相続人　亡　辰川　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

事務所東京都渋谷区代々木二―五―一羽田ビル八〇二号室新宿南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋三丁目一六五〇番地、最後の住所東京都足立区梅島三丁目三六番一八―四〇二号メイゾン西新井

被相続人　亡　石塚　康治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号第二ヒロタビル二階倉持法律事務所

相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区平井一丁目九〇番地、最後の住所東京都江戸川区平井一丁目一〇番七号

被相続人　亡　中尾　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

東京都文京区本郷四丁目一番一五号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区豊町六丁目一九五番地、最後の住所東京都中央区月島一丁目一五番三―一一〇七号

被相続人　亡　大沼　好信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区貫井五丁目三番、最後の住所東京都練馬区貫井五丁目三番一号

被相続人　亡　加藤　正誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市東平賀一五四番地一、最後の住所米国

被相続人　亡　北見　裕幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

東京都千代田区麹町五―三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県南牟婁郡紀宝町平尾井一一二〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奥峪うめ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

三重県南牟婁郡御浜町大字柿原二六四番地三

相続財産管理人　舟根　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市柱本三〇八番地、最後の住所和歌山県橋本市柱本五〇五番地の三

被相続人　亡　上野　昌巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

事務所和歌山市土佐町一―五三―三　アウラ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森脇　大介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十七日

東京都千代田区麹町五―三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区西宮の沢四条一丁目一五六番地、最後の住所千葉市若葉区桜木六丁目一七番二二号　やすらぎの会

被相続人　亡　青木　一昭

第12期決算公告

平成27年3月27日

札幌市白石区菊水３条５丁目３番23号

北海道キリンビバレッジサービス株式会社

取締役社長　清水　敏幸

貸借対照表の要旨

（平成26年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	457,570	流動負債	706,266
固定資産	3,522	固定負債	1,000
		負債合計	**707,266**
		株主資本	△246,173
		資本金	10,000
		資本剰余金	△256,173
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△258,673
		（うち当期純損失）	（14,081）
		純資産合計	**△246,173**
資産合計	**461,092**	**負債・純資産合計**	**461,092**